

清流荒川サーモンフィッシング調査規則

荒川サケ有効利用調査委員会

- 鮭釣獲調査(以下、調査という)参加者は調査開始および終了時に必ず管理棟に於いて手続きを行なう。
※調査開始前に本人確認ができる身分証明書(運転免許証、健康保険証等)の提示、誓約書の提出をお願い致します。県の特別採捕許可証(委員会預り)と照合の上、調査参加が可能となります。また調査を終了後、調査報告書(釣捕報告カード)に必要事項を記入しうえ管理棟で係員に提出して頂きます。魚体数と報告書の確認を致します。
- 調査の実施にあたっては、ゼッケン(番号表示布)を必ず身につけ、巡回指導員から確認できる箇所に正しく着用する。
- 調査区間は、花立頭首工の下流 300mまでの禁漁区域を除く下流から高速道路橋までとする。
- 調査に使用する釣具は、餌、ルアー、フライの三種類、フックはシングルとし、竿は一人一本とする。但し、予備竿の持込みは認める。
- 1日に捕獲できる尾数は調査参加者1人につきオス鮭5尾までとし、メス鮭は生かした状態で、逃げないように紐で縛り巡回車が回収に行くまで回遊させておく。メス鮭のキャッチ・アンド・リリースを禁じます。
- 清流荒川は3年連続水質日本一、さらに名水百選に選ばれた一級河川です。煙草の吸殻やゴミ、釣具(テグス・フック等を含む一切の釣具)の放棄は絶対にしてはなりません。必ず管理棟の所定箇所に捨てるか、持ち帰って頂きます。
- 調査にあたって参加者同士、互いにルールを守り場所の独占や迷惑行為を禁ずる。河原での煮炊き、魚を捌く行為を禁止する。また、指定区域外での釣獲を禁止する。
- 車両駐車場は指定場所のみとし、独占は禁止する。区域内に市営ゴルフ場があり駐車に際しては指導員の指示に従う。指定場所以外での損害(ゴルフ球が当たる等)が発生しても委員会での責任は負わない。
- 調査区域内は、水の流れの速さ、深さ等、変化が激しく危険です。十分に注意をして下さい。また、上流での降雨で増水の危険性がある場合は放送や、指導員の指示に従い速やかに退去して下さい。
- 区域内に於ける全ての事故(水難・交通・転落等を含む)について、荒川サケ有効利用調査委員会は賠償責任は負いません。あくまでも、調査に参加されるご本人で管理して下さい。
- 調査中は、指導員が巡回しております。釣り方等で不明な点は、お気軽に声をかけてご相談ください。
- 調査規則の違反行為があった場合は、即時調査を中止させ承認を取消すと共に、次年度以降の参加を拒否することとなります。その際、参加料および保全協力金は返金致しません。

以上

誓約書

私は、清流荒川サケ有効利用調査の採捕従事者として、規則等を遵守し、本調査の目的を達成するため、この釣獲調査を行うことを誓います。

平成23年 月 日

ユーザーIDNo. _____

(フリガナ)

住所 _____

氏名 _____

印 _____

※ 切り取らずにA4サイズのままご持参下さい。